

○大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例逐条解説

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進し、及び適正な処理をし、あわせて地域の清潔の保持を推進することにより、良好な環境の保全、限りある資源の有効利用及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される生活の形成を図り、もって、市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

【解説】

- ・ 本条は、この条例の目的を定めたものであり、本条例の解釈及び運用は、本条の目的規定を基本として行われます。
- ・ 本条例の目的として、廃棄物の適正処理を図っていくために、廃棄物の発生を新たに規定するとともに、廃棄物の減量化、資源化のためのリサイクル（再資源化）の推進の方向性を明確にしています。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において、次の各号における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。
- (2) 資源化 活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用し、原材料又は熱源として利用することをいう。
- (3) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (4) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (5) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (6) 資源物 資源化を目的として市長が行う廃棄物の収集において、分別して収集する物をいう。

【解説】

- ・ 第1項では、「廃棄物」等の基本的用語の定義は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「法」といいます。）に定めているところによるとしてしています。
- ・ 第2項は、法で定義のない用語について、各号において定めています。
- ・ 廃棄物は、家庭系廃棄物と事業系廃棄物に大別されますが、事業系廃棄物は第5号で規定しているとおり、産業廃棄物と一般廃棄物に区分されます。なお、産業廃棄物については、法

第2条で定義されています。

(本市の責務)

第3条 本市は、あらゆる施策を通じて、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に必要な措置を講じなければならない。

2 本市は、前項の規定による施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民の参加及び協力の促進等必要な措置を講じなければならない。

3 本市は、前2項に規定する責務を果たすため、必要な情報の収集、調査研究、技術の開発等に努めなければならない。

【解説】

- ・ 本条は、法第4条に規定されている国及び地方公共団体がそれぞれ果たすべき責務の趣旨に基づき、本市の責務と努力規定を定めています。
- ・ 第1項では、市の責務としては、あらゆる施策で、廃棄物の減量化、資源化、適正処理、地域の清潔保持の推進するために必要な措置を講じること、第2項では、第1項の施策を実施する場合には、計画の策定、市民の参加等必要な措置を講じること、第3項では、第1項及び第2項の責務を果たすため、情報の収集、調査研究等に努めることを定めています。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に関する本市の施策について、積極的に協力しなければならない。

【解説】

- ・ 本条は、法第3条に規定されている事業者が有する責務の趣旨に基づき事業者の責務、努力規定を定めています。
- ・ 「事業者」とは、必ずしも営利を目的として事業を営む者のみとは限らず、公共公益事業等を営む者も含まれるものであって、国又は、地方公共団体であっても、これらの事業を営む主体として把握できる場合には、当然に事業者とされます。
- ・ 「自らの責任において適正に処理する」ということは、いわゆる自家処理にとどまらず、廃棄物処理業者又は地方公共団体への委託をも含みます。
- ・ 第1項では、事業者が、事業活動を行うに当たっての責務を定め、第2項では、前条に規定されている市が講じる施策に、事業者は積極的に協力することを定めています。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の分別排出の促進等により、減量化及び資源化をし、廃棄物の適正処理及び排出場所等地域の清潔の保持を推進するとともに、その実施に当たっては、相互に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持に関する本市の施策について、積極的に協力しなければならない。

【解説】

- ・ 本条は、法第2条の3に規定されている国民が有する責務の趣旨に基づき、市民の責務、努力規定を定めています。
- ・ 第1項では、市民に対し、廃棄物の分別排出を促進させることにより廃棄物の減量化及び資源化を行い、廃棄物の適正処理等を推進することを求め、その実施に際しては、市民が相互協力するよう努めることを定めています。
- ・ 第2項については、事業者の場合と同様に、第3条に規定されている市が講じる施策に、積極的に協力することを定めています。

(相互協力等)

第6条 本市、事業者及び市民は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に当たっては、相互に協力及び連携し合わなければならない。

【解説】

- ・ 本条では、廃棄物の減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に際し、本市、事業者及び市民は、相互に協力し、連携しなければならないことを定めています。

(自主的行動)

第7条 本市、事業者及び市民は、商品等の選択に際しては、再利用できるもの、廃棄物とならないもの、廃棄物となっても減量化又は資源化できるもの等環境保全に配慮したものを優先するよう努めなければならない。

【解説】

- ・ 本条では、市、事業者及び市民は、商品等を選ぶときには、再利用できるもの、ごみとならないもの、資源化できるもの等を優先するように努めることを定めています。

第2章 市民の参加及び協力

(市民の参加等)

第8条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理を推進するために必要な施策の策定及び実施に当たっては、市民の参加及び協力のもとで行うものとする。

【解説】

- ・ 本条では、市は、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理を推進するため、市が施策を策定、実施する際には、市民の参加及び協力のもとで行うことを定めています。

(啓発活動)

第9条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

- ・ 本条では、市は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関して、市民及び事業者の意識の啓発を図るために必要な措置を講ずることを定めています。

(市民活動への援助)

第10条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民の自主的な活動に対し、情報、技術等の提供その他必要な援助を行うものとする。

【解説】

- ・ 本条では、市民が自主的に減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する活動を行うときには、市の責務として、情報、技術等の提供をはじめとした必要な援助を行うことを定めています。

第3章 減量化及び資源化の推進

(本市の減量化等)

第15条 本市は、事業の執行に当たり、減量化及び資源化の推進に努めるとともに、その廃棄物について適正処理しなければならない。

【解説】

- ・ 本条では、市の責務として、事業を行うに当たっては、廃棄物の減量化及び資源化の推進に努め、廃棄物が出たときには適正に処理しなければならないことを定めています。

(事業者の減量化及び資源化)

第16条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、長期間使用することが可能な製品、容器等の開発、製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、再生利用等の容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再生利用等適正な処理方法についての情報を市民に提供し、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を積極的に利用すること等により、資源化に努めなければならない。

【解説】

- ・ 第1項では、事業者の責務として、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品、容器等の開発、製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、減量化に努めることを定めています。
- ・ 第2項では、事業者の責務として、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用等の容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再生利用等適正な処理方法についての情報を市民に提供し、再生資源及び再生品を積極的に利用すること等により、資源化に努めることを定めています。

(適正包装の推進)

第17条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、再利用することが可能な容器、包装材等を使用するように努めるとともに、使用後の容器、包装材等の回収を行うこと等により、減量化及び資源化の推進に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、その包装、容器等の減量化及び資源化を推進するための基準を定めるように努めなければならない。

3 市長は、前項に規定する基準に係る情報等について、事業者からの要請があった場合には、協力しなければならない。

【解説】

- ・ 第1項では、事業者に対し、物の製造、加工、販売等に際して、再利用可能な容器等の使用、使用後の容器等の回収を行うこと等に取り組むことにより、廃棄物の減量化及び資源化に努めることを定めています。
- ・ 第2項では、事業者に対し、物の製造、加工、販売等に際して、包装、容器等の減量化及び資源化を推進するための基準を定めるよう努めることを定めています。
- ・ 第3項では、第2項で定められる基準に係る情報等について、事業者から市に要請があった場

合には、市は協力しなければならないことを定めています。

(減量化等計画書)

第18条 市長は、延べ床面積が3,000平方メートル以上の事業用の建築物の所有者、占有者又は管理者(以下「事業用大規模建築物の所有者等」という。)に対して、事業系廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書(以下「減量化等計画書」という。)を提出させることができる。

【解説】

- ・ 本条で提出を求めることができると定めている「減量化等計画書」は、法第6条の2第5項の「市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。」という規定に基づいて定めているものです。

(改善勧告等)

第19条 市長は、前条に規定する減量化等計画書に記載された方策又はその実施について必要があると認めるときは、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

【解説】

- ・ 本条では、前条に規定に基づき多量排出者が提出した減量化等計画書に記載された発生量及び処理量の見込み、減量計画、運搬の場所、運搬方法等が市が処理するうえで重大な影響を及ぼすと認められる場合に、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができることを定めたものです。

(受入拒否)

第20条 市長は、事業用大規模建築物の所有者等が第18条に規定する減量化等計画書を提出しないとき、又は前条に規定する勧告に従わず、かつ、改善の意思がないと認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者等からの事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。

【解説】

- ・ 本条では、第18条に規定する多量排出者が、減量化等計画書を提出しない場合、又は第19条に規定する勧告に従わず、それと共に改善する意思がないと認められる場合、その多量排出者からの事業系廃棄物を受け入れないことができることを定めたものです。

第4章 廃棄物の適正処理

(占有者等の自己処分等)

第21条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者等」という。)

は、容易に処分することができる一般廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法により、自ら処分するように努めなければならない。

2 占有者等は、容易に処分することができない一般廃棄物を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出す等本市の定める一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

【解説】

- ・ 本条は、法第6条の2第4項の土地又は建物の占有者の協力義務等の規定に基づき、占有者等の自己処分等を定めているものです。
- ・ 第1項の占有者等が「容易に処分することができる一般廃棄物」としては、生ごみを堆肥化し自ら再利用するもの、新聞、牛乳パックなどを店頭回収に出すことなどが挙げられます。「自ら処分する」は、生ごみのコンポスト、生ごみ処理機等による処分などが該当します。
- ・ 第2項は、占有者等が自ら処分できない一般廃棄物を廃棄するときには、市の一般廃棄物処理計画に基づき定められた方法に従わなくてはならないことを定めています。

(家庭系廃棄物の排出方法)

第21条の2 占有者等は、市長が収集、運搬及び処分する家庭系廃棄物(資源物、し尿並びに別表第1に規定する粗大ごみ及び大型粗大ごみを除く。)を排出するときは、市長が指定する収集袋(以下「指定収集袋」という。)を使用しなければならない。ただし、占有者等が本市の処理施設へ直接搬入するとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

【解説】

- ・ 本条では、ごみを大量に排出する人と減量に努めている人との負担の公平を図り、ごみの減量化及び資源化を推進するため、家庭系ごみの排出に当たっては指定収集袋を使用しなければならないことを定めています。
- ・ ただし書きの「市長が特別の理由があると認めるとき」とは、指定収集袋以外で排出する場合を想定し、第37条(手数料の減免)第3号の規定に該当するもので、具体的な対象物については規則で定めるものとしています。

〈例〉 剪定枝、枯れ葉、有害ごみ、ボランティア活動に伴う清掃ごみなど。

(事業者の自己処理責任等)

第22条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

【解説】

- ・ 本条では、事業者自らが排出する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物も含む。）及び一般廃棄物を処理する場合、事業者自らの手で処理するほか、市が定める方法に従って処理する方法、又は一般廃棄物処理業者若しくは産業廃棄物処理業者に処理を委託する方法のいずれの場合においても、自らの責任において、生活環境の保全上、支障のない方法で適正に処理すべきことを定めています。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第23条 占有者等又は事業者は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条又は第4条の2に定める基準に従わなければならない。

【解説】

- ・ 本条では、占有者等又は事業者が、自ら一般廃棄物若しくは特別管理一般廃棄物の運搬又は処分等を行う場合には、施行令第3条又は第4条の2に定める基準に従わなければならないことを定めています。具体的には、収集又は運搬時の遵守事項、収集又は運搬のための施設を設置する場合の遵守事項、運搬車、運搬容器を用いた場合の遵守事項、船舶を用いた場合の遵守事項、積替えを行う場合の遵守事項、保管する場合の遵守事項等が定められています。

(本市が処理する事業系廃棄物)

第24条 本市は、家庭系廃棄物の処理に支障がないと認めた場合に限り、事業系一般廃棄物について、本市の定める一般廃棄物処理計画に基づき、収集、運搬及び処分するものとする。

2 法第11条第2項の規定により本市が処分する産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。

【解説】

- ・ 本条では、市は、一般廃棄物処理計画に基づいて、家庭系廃棄物の処理に支障がないと認めた場合に限り、事業系一般廃棄物を収集、運搬及び処分すると定めています。
- ・ 一般廃棄物処理計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」から成り立っています。

- ・ 第2項に規定されている「法第11条第2項の規定により本市が処分する産業廃棄物」とは、「市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。」と規定されている産業廃棄物を指しますが、前段の「一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物」というのは、施行令第2条に規定する紙くず、木くず等のように市町村のごみ焼却施設において一般廃棄物と混合焼却ができる産業廃棄物、あるいはそのまま埋立地に運んで一般廃棄物と一緒に埋立てできる産業廃棄物を指します。

(事業者の届出等)

第25条 事業者は、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を本市に依頼しようとするときは、当該事業系一般廃棄物の種類、予測数量その他市長が必要と認める事項を市長に届け出るとともに、その実施に際しては、市長の指示に従わなければならない。ただし、事業系一般廃棄物に係る指定収集袋を使用して排出する場合は、この限りでない。

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

【解説】

- ・ 第1項は、第18条に規定する多量排出者による減量化計画書とは別に、市内の事業者が事業系一般廃棄物に係る有料指定収集袋を使用して排出する場合を除いて、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を本市に依頼する場合、その種類、予測数量等の届出の義務と市からの指示の遵守を定めています。
- ・ 第2項は、前項の届出事項に変更があった場合に速やかに届けなければならないことを定めています。

(製品等の適正処理の確保)

第26条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、廃棄物となった場合に適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努めること、当該製品、容器等の使用者等に対してその適正な処理方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、適正な処理が困難になることがないようにしなければならない。

【解説】

- ・ 法第3条で規定されている事業者の責務のうち、「物の製造、加工、販売等に際して、その生産物が終局的には必ず廃棄物になることを考え、その生産物が廃棄物として排出された場合に処

理が困難とならないようにすること。」という規定に基づき、本条では、適正な処理方法についての情報提供の責務も加えて、規定しています。

(適正処理困難物の指定等)

第27条 市長は、製品、容器等で、廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定し、公表することができる。

2 前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任で当該適正処理困難物を下取り等の方法により回収しなければならない。

3 市長は、前項の規定による回収を実行しない事業者に対しては、期限を定めて、回収するよう勧告することができる。

【解説】

- ・ 平成20年4月1日現在、本条第1項の規定に基づき本市が、指定し公表しているものは、具体的には、バッテリー、タイヤ、消火器、ボーリングの玉などです。
- ・ 法第6条の3第1項で規定される品目は、「廃ゴムタイヤ」、「廃テレビ受像機」、「廃電気冷蔵庫」、「廃スプリングマットレス」の4品目が規定されていますが、市では法に規定される品目以外の適正処理困難物を指定し公表しています。
- ・ 第2項については、指定された適正処理困難物の回収を事業者自らの責任として定めています。
- ・ 第3項については、回収を実行しない事業者に対して市が勧告できることを定めています。

(混入等の禁止)

第28条 占有者等及び事業者は、法第6条の2第1項の規定により、本市が行う一般廃棄物の収集に際し、次に掲げるものを混入してはならない。

- (1) 有害性物質を含むもの
- (2) 危険性のあるもの
- (3) 著しく悪臭を発するもの
- (4) 容積又は重量の著しく大きいもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、本市が行う処理に著しく支障を及ぼすおそれのあるもの

2 占有者等又は事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を本市の施設へ搬入しようとするとき、又は特別管理一般廃棄物を排出しようとするときは、あらかじめ市長にその旨を届け出て市長の指示に従わなければならない。

【解説】

- ・ 第1項は、市が行う一般廃棄物の収集に関して、収集業務又は処理業務に危険を及ぼすもの、著しく過度の負担を伴うもの等を列記して、一般廃棄物への混入を禁止することを定めています。
- ・ 第2項では、前項で列記された一般廃棄物を本市の施設へ搬入しようとする場合及び特別管理一般廃棄物を排出しようとする場合の事前の届出義務と市の指示事項への遵守を定めています。

(改善勧告)

第28条の2 市長は、占有者等が第21条の2の規定に違反しているとき、当該占有者等に対して、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

【解説】

- ・ 「第21条の2の規定に違反しているとき」とは、「指定収集袋以外で排出されているとき」です。
- ・ 本条は、指定収集袋以外で排出されているときは、占有者等に対して、改善勧告のシールを貼るなどの必要な改善を求めたり、収集しないなどの必要な措置をとるべき旨を勧告することができることを定めています。

(収集拒否)

第28条の3 市長は、占有者等が前条の規定による勧告に係る措置をとらなかったときは、当該家庭系廃棄物の収集を拒否することができる。

【解説】

- ・ 本条は、前条に規定する改善勧告後も、勧告に係る改善を行わなかった違反者に対して、厳しく対応する市の姿勢を明確にするため、収集を拒否することが可能であることを定めたものです。

(収集又は運搬の禁止等)

第28条の4 本市の定める一般廃棄物処理計画に従って所定の場所に排出された家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物並びにこれらに含まれる資源物については、本市及び市長が指定する者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為を行わないよう勧告し、及び命令することができる。

【解説】

<第1項関係>

- ・本項では、資源やごみの持ち去り行為を禁止することを定めています。
- ・「本市の定める一般廃棄物処理計画」とは、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」を指しますが、本項に関係するのは「ごみ処理基本計画」になります。詳細は第32条の解説を参照ください。
- ・「本市の定める一般廃棄物処理計画に従って」とは、資源やごみを正しく分別して排出すること、ごみの排出に当たっては指定収集袋を使用することなど、「ごみ処理基本計画」の規定に従うことを指します。
- ・「所定の場所」とは、「ごみ処理基本計画」に規定されている廃棄物の排出場所を指します。ごみは戸別収集、資源はリサイクルステーション方式及び市が指定する場所（拠点）からの回収です。リサイクルステーション及び拠点回収の詳細な場所については、環境管理センター収集業務課もしくは市ホームページで確認できます。
- ・「家庭系廃棄物」「事業系一般廃棄物」「資源物」については、第2条第2項第3号から第6号に規定されています。

<第2項関係>

- ・本項では、第1項で規定した「資源やごみの持ち去り行為の禁止」に違反した者に対し、持ち去り行為を行わないように勧告や命令をすることができることを定めています。
- ・本項で行った命令になお従わない場合には、200,000円以下の罰金に処せられます。詳細は第43条及び第44条の解説を参照ください。

(廃棄物搬入の届出)

第29条 事業者は、第24条第2項に規定する本市が処分する産業廃棄物を本市の施設へ搬入しようとするときは、あらかじめその種類、数量その他市長が必要と認める事項を市長に届け出なければならない。

【解説】

- ・ 本条は、第 24 条第 2 項に規定された告示により本市が処分する産業廃棄物の搬入については、事前にその種類、数量など市長が必要と認める事項を届け出なければならないことを定めたものです。

(開発事業における事前協議)

第 30 条 規則で定める開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画の策定に当たっては、当該開発事業の区域から生ずる廃棄物の適正な処理方法等について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

【解説】

- ・ 本条は、規則で定める開発事業を行おうとする者が、その開発事業の内容によっては市の一般廃棄物の収集・処理に重大な影響を及ぼす場合、市は事前に適切に対応できるよう、当該開発事業の計画の策定に当たっては、当該開発事業の区域から生ずる廃棄物の適正な処理方法等について、市と事前協議を行わなければならないことを定めています。

(事業系一般廃棄物管理票)

第 31 条 規則で定める事業者は、その事業系一般廃棄物を本市の施設に運搬する場合で、当該運搬を一般廃棄物収集運搬業者に委託して行うときは、当該一般廃棄物収集運搬業者(以下「受託一廃業者」という。)に対し、当該委託に係る事業系一般廃棄物の種類、排出場所その他の事項を記載した事業系一般廃棄物管理票(以下「管理票」という。)を交付しなければならない。

2 受託一廃業者は、前項の規定により交付を受けた管理票及びその写しを市長に提出しなければならない。

3 市長は、受託一廃業者が委託された事業系一般廃棄物の運搬を終了したと認めるときは、管理票に必要な事項を記載し、当該受託一廃業者に回付するものとする。

4 受託一廃業者は、前項の規定により回付を受けた管理票を、運搬を委託した事業者に送付しなければならない。

5 市長は、受託一廃業者が管理票を提出しないとき、又は提出された管理票に虚偽の記載があると認めるときは、当該事業系一般廃棄物の搬入を拒否することができる。

【解説】

- ・ 本条は、規則で定める一定の条件の事業者のうち、事業系一般廃棄物を本市の施設に一般廃棄物収集運搬業者に委託して運搬する場合の手続きについて定めたものです。

- 第1項から第5項で、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した「管理票」の交付義務から終了時までの「管理票」送付義務と「管理票」に虚偽記載があった場合の搬入拒否について定めています。

第5章 一般廃棄物処理計画

(計画の推進)

第32条 本市は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

【解説】

- ・ 本条は、法第6条第1項で市の義務とされている一般廃棄物処理計画の策定及びその計画に基づく廃棄物の処理について定めているものです。なお、一般廃棄物処理計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」により成り立っています。

(計画の策定等)

第33条 市長は、一般廃棄物処理計画の基本的事項の策定に当たっては、大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の規定に基づき設置された大和市環境審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、前項の規定による一般廃棄物処理計画の基本的事項を策定したときは、公示するものとする。

3 前2項の規定は、一般廃棄物処理計画の基本的事項を変更する場合に準用する。

【解説】

- ・ 本条は、一般廃棄物処理計画の基本的事項の策定及び変更に際して、第三者からの意見聴取を経るために、大和市環境審議会の意見を聴くことを規定しています。なお、第2項では、一般廃棄物処理計画の基本的事項を公にするための手続を定めています。

第5章の2 一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等

(生活環境影響調査結果の縦覧等の対象施設)

第33条の2 法第9条の3第2項(同条第8項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の種類は、次のとおりとする。

- (1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設
- (2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

【解説】

- ・ 本条は、法第9条の3に規定する市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出に関して、

周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果の縦覧と意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類を定めています。

(縦覧の場所及び期間)

第 33 条の 3 市長は、法第 9 条の 3 第 2 項の規定により調査書を縦覧に供するときは、調査書の縦覧場所を告示するものとし、調査書の縦覧の期間は、当該告示の日の翌日から起算して 1 月間とする。

【解説】

- ・ 本条は、前条で規定した調査書の縦覧に関し、その場所の告示及び縦覧期間を定めています。

(意見書の提出先及び提出期限)

第 33 条の 4 前条の規定により市長が調査書を縦覧に供したときは、当該縦覧の対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに意見書を提出することができる。

【解説】

- ・ 本条は、前条の規定により調査書を縦覧に供したときの意見書を提出できる者及び意見書の提出期間を定めています。

(環境影響評価との関係)

第 33 条の 5 対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)又は神奈川県環境影響評価条例(昭和 55 年神奈川県条例第 36 号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前 2 条に定める手続を経たものとみなす。

【解説】

- ・ 本条は、この条例の規定によらず、環境影響評価法又は神奈川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価に係る告示、縦覧等の手続を経た場合には、第 33 条の 3 及び第 33 条の 4 に定める手続を経たものとみなすことを定めています。

(他の地方公共団体の長との協議)

第 33 条の 6 市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の地方公共団体の区域が含まれる場合には、当該地方公共団体の長に対し調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものとする。

【解説】

- ・ 本条は、生活環境影響調査を実施した地域に他の地方公共団体の区域が含まれる場合の市の手続に関し、当該地方公共団体の長と協議することを定めています。

第5章の3 一般廃棄物処理施設に係る技術管理者の資格

(技術管理者の資格)

第33条の7 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

【解説】

- ・本条では、法第21条第3項の規定に基づき、本市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格について規定しています。

第6章 地域の清潔の保持等

(清潔の保持等)

第34条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

- 2 前項に規定する公共の場所の管理者は、当該公共の場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられることのない環境づくりに努めなければならない。
- 3 第1項に規定する公共の場所の管理者は、減量化及び資源化を推進するため、再生利用等が可能な廃棄物を分別して回収できるような施設、設備等を備えるように努めなければならない。

【解説】

- ・本条は、常に公共の場所を清潔に保持すべき姿勢を謳うとともに、公共の場所の管理者が努めるべき内容を定めています。
- ・第2項では、公共の場所の管理者は、公共の場所の清潔を保持するとともに、みだりに廃棄物が捨てられることのない環境づくりに努めることを定めています。
- ・第3項では、公共の場所の管理者は、廃棄物の減量化及び資源化を推進するために、再生利用等が可能な廃棄物を分別して回収できるような施設、設備等を備えるように努めることを定めています。

(土地の管理)

第35条 土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その所有し、占有し、又は管理する土地に、みだりに廃棄物が捨てられることのないよう必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、土地所有者等が前項に規定する必要な措置を講じていないと認めるときは、当該土地所有者等に対して勧告することができる。

3 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

【解説】

- ・ 第1項は、不在地主が所有する土地への不法投棄や、廃棄物処理業者が借地において行う過剰保管や不適正処理など、その土地の所有者が適正な管理を行っていれば防げたと見られる事案が多数見受けられることから、土地所有者等に対し、土地を適正に管理するよう義務を定めたものです。
- ・ 第2項は、土地所有者等が必要な措置を講じていないときに、市は必要な措置を講じるよう勧告できることを定めていますが、その「必要な措置」とは、土地所有者等の責任で行える範囲を想定しており、その土地の状況などによってもその範囲は異なります。
- ・ 第3項は、自己の所有地等に不法投棄があった場合には、自己の責任で当該廃棄物を処理しなければならないことを定めています。

第7章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第36条 市長は、一般廃棄物の処理に関し、占有者等又は事業者から別表第1に掲げる手数料を徴収する。

2 前項の規定による手数料の基礎となる数量及び人員は、市長の認定するところによる。

【解説】

- ・ 第1項では、一般廃棄物の処理に関し、占有者等又は事業者から手数料を徴収することを定め、手数料徴収の根拠とするとともに、徴収する手数料の額については、本条例別表第1に掲げることを定めています。
- ・ 第2項では、別表第1の中の手数料欄で、手数料の基礎となる数量及び人員の取扱いについては、市長が認定する方法によることを定めています。

(手数料の不還付)

第36条の2 既に納付した前条第1項の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

【解説】

- ・ 本条では、前条第1項の規定に基づき徴収した手数料については、市長が特別の理由があると認めるときを除いて、還付しないことを定めています。
- ・ 「市長が特別の理由があると認めるとき」の具体的な内容については、規則で定めるものとしています。

(手数料の減免)

第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第36条第1項の手数料を減免することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けているとき、若しくはこれに準ずると認められるとき、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けているとき。
- (2) 天災その他特別の理由があると認められるとき。
- (3) その他規則で定めるとき。

【解説】

- ・ 第1号の「若しくはこれに準ずると認められるとき」とは、生活保護の受給申請中であり、決定が確実に見込める場合で、減免の申請時に生活保護が決定されていないとき又はその通知を受領していないときをいいます。
- ・ 第2号の「天災その他特別の理由」とは、天災(地震、風水害、雷等)や火災により被害を被った場合が該当します。
- ・ 第3号は、第1号及び第2号以外の減免の事由を規則に委ねています。

(指定収集袋の交付)

第37条の2 市長は、第36条第1項に規定する手数料(指定収集袋を使用して排出する者に対するものに限る。以下この条において同じ。)をあらかじめ納付した者又は前条第1号の規定による手数料の減免の決定を受けた者に限り、指定収集袋を交付する。

2 指定収集袋に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・ 第1項は、指定収集袋を交付する対象者を定めています。
- ・ 第2項については、指定収集袋の仕様、排出に際しての取扱い等については、規則に委ねることとしています。

(産業廃棄物処分費用)

第38条 法第13条第2項の規定により本市が徴収する産業廃棄物の処分に要する費用の額は、別表第2のとおりとする。

2 前項に規定する費用の徴収については、第36条第2項の規定を準用する。

【解説】

- ・ 第1項では、産業廃棄物の処分に要する費用として、事業者から手数料を徴収することを定め、この項を手数料徴収の根拠にするとともに、徴収する手数料の額については、本条例別表第2に掲げることを定めています。
- ・ 第2項では、第36条第2項の規定を準用し、第1項の規定に基づいて徴収した手数料については、市長が特別の理由があると認めるときを除いて、還付しないことを定めています。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

第39条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受けようとする者、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 7,500円
- (2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 7,500円
- (3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 7,500円
- (4) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき 7,500円
- (5) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 7,500円
- (6) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1件につき 4,000円

(7) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1件につき 4,000円

(8) 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1件につき 4,000円

【解説】

- ・ 本条は、法第7条第1項若しくは第6項の規定により、一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業を業として行おうとする者が、市長の許可を受ける場合又は事業範囲の変更の許可を受ける場合及び浄化槽法の規定により浄化槽清掃業の許可を受ける場合の手数料、並びに、これらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする場合の手数料の納付義務と各区分ごとに手数料の額を定めています。

第8章 雑則

(報告の徴収等)

第40条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し、当該廃棄物の処理に関して必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

【解説】

- ・ 法第18条では、都道府県知事又は市町村長がその権限において報告を求めることができる者を定めています。具体的には、都道府県知事の権限において報告を求めることができる者は、(1) 事業者（事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者に限る。） (2) 産業廃棄物の処理業者 (3) 一般廃棄物処理施設の設置者又は産業廃棄物処理施設の設置者 (4) 情報処理センター であり、市町村長の権限において報告を求めることができる者は、(1) 事業者（事業活動に伴って一般廃棄物を排出する者に限る。） (2) 一般廃棄物の処理業者 となっています。
- ・ 従って、本条の規定に基づき、市長の権限において報告を求めることができる者は、事業者（一般廃棄物の排出者に限る）又は一般廃棄物の処理業者に限定されます。

(立入調査)

第41条 市長は、法第19条第1項に規定する場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならな

い。

【解説】

- ・ 法第 19 条では、都道府県知事又は市町村長がその権限において立入検査を行うことができる場所を定めています。具体的には、都道府県知事の権限において立入検査を行うことができる場所は、(1) 事業者（産業廃棄物を排出する者に限る。）の事務所又は事業場 (2) 産業廃棄物の処理を業とする者の事務所又は事業場 (3) 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設のある土地又は建物 であり、市町村長の権限において立入検査を行うことができる場所は、(1) 事業者（一般廃棄物を排出する者に限る。）の事務所又は事業場 (2) 一般廃棄物の処理を業とする者の事務所又は事業場 となっています。
- ・ 従って、本条の規定に基づき、市長の権限において立入検査を行うことができる場所は、事業者（一般廃棄物の排出者に限る）又は一般廃棄物の処理業者の事務所又は事業場に限定されます。

(委任)

第 4 2 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・ この条例で定めていないことは、「大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則」で定めます。

第 9 章 罰則

(罰則)

第 4 3 条 第 2 8 条の 4 第 2 項の規定による命令に違反した者は、2 0 0, 0 0 0 円以下の罰金に処する。

【解説】

- ・ 本条は、この条例の実効性を確保するために、条例違反者に対する罰則を定めたものです。
- ・ 第 2 8 条の 4 第 1 項に規定されている「資源やごみの持ち去り禁止」に違反した者に対しては、第 2 項に規定されている勧告や命令を行います。しかし、命令になお従わない者については、本条の規定により 2 0 0, 0 0 0 円以下の罰金に処します。
- ・ 地方自治法第 1 4 条第 2 項では条例で義務を科し又は権利を制限すること、同法第 1 4 条第 3 項では条例中に罰則を設けることが認められており、本条はそれに則って罰則を規定して

います。また、罰則の軽重については、「同じような違反行為に対しては同じような重さの罰則を適用すべきである」という罰則の比例原則から、刑法や他市における同種の条例との均衡を図り、かつ条例の実効性を確保できるよう設定しました。